

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和五年三月三日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 争議行為を行う者

別表に掲げる者

二 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部の争議行為に対抗する件

三 日時

令和五年三月二十二日十時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる争議行為を行う場所

五 概要

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為を行う。

別表

会社名	株式会社アサヒ・エコキャリー
代表者氏名	代表取締役 横沢 稔明
所在地	東京都豊島区 西池袋二丁目 三十六番十一 ―千一号
争議行為を行う場所	株式会社アサヒ・エコキャ リー和光事業所 埼玉県和 光市新倉三―十五―四十一